

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		養育医療給付の継続
根拠条例・規則等名		さいたま市母子保健法施行細則（平成 14 年規則第 63 号）
条 項		さいたま市母子保健法施行細則第 3 条
所 管 部 課		保健衛生局保健所健康支援課（電話：048-840-2219）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （理由：認定基準が法令等の定めに具体的に規定され尽くされているため）
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	各区保健センターからの経由（経由事務） 申請書・添付書類の審査 3 日 起案→決裁 5 日 決裁→文書作成・交付 2 日 計 10 日
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		